

太平洋広域漁業調整委員会
第8回太平洋南部会議事録

平成16年10月20日
水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成16年10月20日(水) 10:00~13:00

2 開催場所

虎ノ門パストラル アジュール

3 出席者

(委員)

澁川弘、外記栄太郎、竹内正一、吉戸一紀、迫間虎太郎、網本成吉、左海守、
澳本勝彦、林穂積、荻田征男、鈴木徳穂、長島孝好、山本正喜、砂山繁、伊妻壯悦、
宮本利之、有元貴文、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

本多 仁 本部研究調査部研究開発官
西田 宏 中央水産研究所資源評価部資源動態研究室主任研究官
渡邊千夏子 中央水産研究所資源評価部資源動態研究室主任研究官
黒木洋明 中央水産研究所浅海増殖部資源増殖研究室研究員

(水産庁)

武田真甲子 水産庁資源管理部管理課長
長谷成人 資源管理部管理課資源管理推進室長
大橋貴則 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐
中本裕之 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長
松本昌士 資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長
阿部 智 資源管理部管理課資源管理推進室 T A E 班課長補佐
加藤健司 資源管理部管理課資源管理推進室 T A E 班計画係長
古賀 剛 資源管理部管理課資源管理推進室 T A E 班計画係員
青木保男 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐

宮崎潤太	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長
古俣明伸	北海道漁業調整事務所資源管理係長
佐藤良助	仙台漁業調整事務所長
武智 博	仙台漁業調整事務所資源管理計画官
泉 賢作	仙台漁業調整事務所資源管理係長
今泉寛典	瀬戸内海漁業調整事務所資源管理係長
生駒 潔	瀬戸内海漁業調整事務所調整係長

4 議 題

- (1) 水産資源の状況について
- (2) 資源回復計画の進捗状況について
- (3) 資源回復計画の対象種魚種等の検討状況について
- (4) 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種資源回復計画の一部見直しについて
- (5) ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画（案）について
- (6) ヤリイカに係る T A E の設定の考え方について
- (7) その他

5 議事内容

開 会

事務局（阿部） 定刻より早いのですが、今日の出席予定だと聞いている委員の皆様が全員そろっておりますので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第8回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日は、台風の影響によりまして、一部出席予定されておりました委員が欠席ということに相なりましたけれども、本日、この部会、委員数が22名です。その22名のところを、過半数を超えます18名の委員の御出席を賜っておりますので、部会事務規定第5条に基づきまして、本部会は成立していることをまず御報告させていただきます。

なお、昨日の本委員会で説明いたしましたけれども、海区漁業調整委員会の互選委員におかれましてはメンバーの交代がございました。この部会のメンバーで申し上げますと、簡単に読み上げさせていただきますが、東京都が竹内委員へ、愛知県が鈴木委員から吉戸委員へ、徳島県が左海委員へ、高知県が澳本委員へ、大分県が荻田委員へ、荻田委員は本日からの出席ということでお願いしております。宮崎県が金丸委員へ交代しております。金丸委員は、本日、出席予定をしておりましたけれども、台風の影響で欠席ということになっておりますことを申し上げます。

それでは、澁川部会長、議事進行の方をよろしくお願いいたします。

あいさつ

澁川部会長 おはようございます。

台風23号の動静がまことに微妙でございまして、気がせく感じもございまして。お急ぎの委員さんもおられるか、あるいは、もう断念せざるを得ない委員さんもおられるか、さまざまだろうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、ここは簡潔に議事を進めて、初期の目的を達成したいと思っております。委員の皆様のお協力をぜひともお願いを申し上げたいと思っております。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。前回の太平洋南部会は3月15日に開催されたわけでございます。前回は、マサバ太平洋系群の資源回復計画の実施状況や、伊勢湾・三河湾小型底びき対象魚種の資源回復計画の検討の進め方、候補魚種の検討状況、全国的な支援状況の実施状況などについての検討をいただいたところでございます。

本日の部会におきましては、まずは資源回復計画の関連予算についての事務局説明をちょうだいして、その後、独立行政法人水産総合研究センターから、マサバなどの資源状況の報告の後、本部会で所管しております伊勢湾・三河湾小型底びき対象魚種の資源回復計画の見直しがございます。その見直し案の検討、新たな資源回復計画として事務局より提出されております「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」などについて御審議をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、議事に入る前に、本日、水産庁から武田管理課長におこしいただいておりますので、一言ごあいさつをちょうだいします。

武田管理課長 おはようございます。

今日は、本当に台風で足元の悪いところ、御苦労さまでございます。

これだけ台風が多いと本当に異常気象なんですけれども、日本の海域の海水温が高いということで、こういうことだと思うのですけれども、これは台風に限らず、海の中の魚の方にも影響があるのではないかと思うわけなんですけれども、きのうもちょっと申し上げたのですが、こういった資源回復計画の取り組み、なかなか科学的に資源の動向、これまで大分研究は進んできているわけなんですけれども、なかなかわからないところが多い中で進めていかなければならない部分がどうしても残ってくる分野だと思っておりますが、そういう中で、関係業者の方をはじめ皆さんが地道にこれまで取り組んでこられて、既にこれまでのところ、全国で8計画、14魚種について実施中でございますし、それから現在、4計画、10魚種についても具体的な内容の検討に着手している。こういう状況でございます。

この太平洋南部会では、14年8月に、伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業の対象種についての資源回復計画、それから、昨年の10月には、マサバの太平洋群につきましての資源回復計画ということで現在、実施中でございますが、これらの計画、特に最初、申し上げた方の伊勢湾と三河湾の小型機船底びき網漁業につきましては、実施3年目にして愛知県、それから三重県、両県の御努力によりまして、禁漁措置についての予算が確保できたと聞いておりまして、これら資源回復計画、着実に進めながら、また、その効果なりも地道に検証しながら進めていくことが大事ななと思っております。

きのう、本委員会で長官のあいさつにもありましたけれども、資源回復計画、魚種別に取り組むものにつきましては、16年度が着手を決定する最終年度ということで、今、皆さんに御努力をいただいているところでございますけれども、今日も、先ほど部会長の方が

ら審議予定で御紹介がございましたけれども、ヤリイカの太平洋系群につきまして、新たに資源回復計画の作成に着手することについて、今日、御審議いただくという予定になっているようですけれども、残された着手、今年度いっぱいということでございますけれども、これにつきましては、我々行政サイドも、これは日本近海の水産資源を有効に活用していくという意味で、非常に資源回復計画というのは重要な役割を持つものだと思っておりますので、我々としても最大限の支援をしていきたいと考えておりますけれども、それを進めるためには、基本的には関係漁業者の皆様をはじめ、自主的に取り組むんだということで前に進んでいただくように、関係者の合意形成を図っていただくということがまず基本だと思っておりますので、残された期間はあと半年弱でございますけれども、最後、ラストスパートに向けて一層の御努力をいただきたいということで私のあいさつにさせていただきます。

今日はよろしく願いいたします。

澁川部会長 どうもありがとうございました。

これから議事に入るわけでございますが、その前に委員の皆様にお知らせをしておかなければいかんことがございます。

ただいまも話題になりましたヤリイカの太平洋系群（南部）の資源回復計画を御審議いただくということになっておるわけでございますけれども、回復計画は、対象漁業者が太平洋南部で操業する2そうびきの沖合底びき網漁業者が予定されております。実はその関係海域が、鹿児島県の地先水面を操業区域の一部としている漁業者でございます。したがって、審議に際しましては、鹿児島が日本海・九州西広域漁業調整委員会に分類されておりました、そちらの方の鹿児島県の互選委員の野村委員さんに今日はおいでをいただくように向こうの会長さんに私の方からお呼びかけをして来ていただく、こういう予定であったのでございますけれども、残念ながら台風で来れない。こういうことになりました。ただ、昨日来、連絡はしかととっておりまして、野村委員御発言の内容等も事務局は承知しております。その内容を御披露させていただきながら審議を進めさせていただきたい。かように思っておりますので、事前に御了承をお願い申し上げます。

それでは、資料の確認から入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局（加藤） それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料の方、まず議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿。それから、資料1、資料2

- 1、横になりますけれども資料2 - 2、横になっております1枚ものでございます。同じく横になっています1枚ものの資料2 - 3です。

それから、これも横になっていますが、3枚ものになっています資料3、それから、資料4、最後に1枚ものの資料5、以上でございます。

資料がなければ事務局の方まで御報告ください。

澁川部会長 ございますですか。

それでは早速議事に入らせていただきます。

議事録署名人の選任

澁川部会長 まず後日、まとめられる本部会の議事録署名人を選出したいということでございます。

まことに恐縮でございます。部会事務規程第11条にございますように、会長が2人以上指名するということに相なっておりますので、私の方で指名をさせていただきます。

これまで名簿の順に従って指名しておりますので、今回の委員会議事録の署名人としては、海区漁業調整委員会の互選委員の方からは大分県の荻田委員さん、大臣選任の方からは山本委員のお二方をお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議 是 頁

水産資源の状況について

澁川部会長 それでは、早速議事に入ります。

議題1としましては水産資源の状況でございます。

9月の上旬に全国の資源評価会議が開催されました。平成16年の資源評価結果が公表されたわけでございます。昨日、本委員会で太平洋全体の概要、それからサバ等についての説明があったわけでございますが、本日は、当部会に関連した魚種でございますトラフグなどについての資源評価結果について、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所浅海増殖部の黒木さんの方から説明をお願いすることになります。黒木さん、ひとつ簡潔をお願いを申し上げます。よろしくどうぞ。

中央水研・黒木研究員 資料1に基づきまして、伊勢・三河湾系群関係のトラフグと、シャコと、マアナゴの資源状況、資源評価結果について御説明いたします。

まず最初の魚種ですが、1枚めくっていただきましてトラフグから説明いたします。

簡潔にということですので、漁獲の動向、あと、どういう漁業種類で取られているかということと資源評価結果ということについて御説明したいと思っておりますけれども、まず漁業の特徴といたしましては、伊勢・三河湾内で操業する小型底びき網によって、当歳魚が尾数レベルで83%を漁獲し、その後、1歳魚になりますと、湾外に出たものが主に延縄で漁獲されるという特徴を持っております。尾数で見ますと、湾内で取られるものが非常に多いのですけれども、まだ小さいということで、重量で見ますと湾内のものは14%で、湾外で取られる主に延縄でみますと重量で66%ということで、延縄が本系群においては漁獲の中心ということになっております。

その下の漁獲量の推移のグラフを見ていただきたいと思います。トラフグ伊勢・三河湾系群は不定期に発生します卓越年級群の影響を非常に大きく受けて、資源の変動が大きく変わってまいります。最近では、1999年と2001年に卓越が発生したことによって、2000年と2002年の漁獲量が非常に高く豊漁となっております。

2003年につきましては、発生量は少なかったのですけれども、その卓越年級群の残りをまだ漁獲できたということで、200トンを上回る漁獲量となっております。

次のページをお願いいたします。

通常、資源評価で行われるコホート計算という手法で資源量を推定した結果が一番上の資源量のグラフでありますけれども、これにつきましても今の漁獲量の説明と同じになりますが、卓越の影響を受けて、特に2002年、非常に資源量が多かったということになりますが、その後2003年、2004年と資源量は大きく落ち込んでおります。そのことから、トラフグの本系群につきましては、資源水準は低位であり、動向は減少傾向というふうに判断させていただいております。

本系群につきましては、非常に高い漁獲圧にさらされているということで、成長乱獲の状態にある。つまり小さいものを取り過ぎという状態にあるというふうに判断されます。それで資源量というのは、卓越年級群の影響を非常に大きく受けるということから、漁獲量を制限するというよりも、1年の中の漁獲開始月の遅延措置が有効ではないかというふうに管理方策としては今回の結果から考えております。

A B Cは、トラフグについては計算しておりますけれども、2005年のA B Cは、A B C limit 101トン、A B C target が82トンというふうになっております。

これは加入量あたりの最大の漁獲量が得られる漁獲係数を目標として出したものであります。

トラフグについては以上です。

次にマアナゴにまいります。マアナゴとシャコにつきましてはA B Cは計算しておりませんので、資源の動向についてだけ説明をしたいと思います。

マアナゴは伊勢・三河湾では小型底びきとかご漁業により主に漁獲されております。また、特徴的なこととしては、このマアナゴの仔魚である、いわゆるノレソレといわれている幼生なのですが、これも春に湾内に来遊して船びき網などで混獲されております。

漁獲の動向でありますけれども、80年からの漁獲量をグラフでその次のページに示しておりますが、増減が1,000トンから2,000トン近くまでの増減が見られるのですけれども、おおむね安定して推移しておりました。ただ、近年、2001年は、非常に漁獲量が落ち込んだのですけれども、その後、1,000トン以上に回復しているということから、一時的な減少にとどまって、現在では資源は安定していると判断しております。そのことから、マアナゴにつきましては、水準は中位で、動向は横ばいというふうに判断いたしました。

このマアナゴの生態的な特徴から見た管理方策をその下にあげさせてもらっておりますけれども、春にノレソレとして湾内にやってきたものが、早いものはその秋から漁獲加入し始めまして、翌年の夏に主に漁獲されるという特徴を持っております。そのことから考えますと、秋から冬漁期の小型魚を保護するということが本種の最も有効な管理方策ではないかと考えられます。

この資料にはあがっておりませんが、あなご籠につきましては、秋から冬の漁期でもある程度の漁獲をあげるという特徴を持っております。そのことから考えますと、対象の漁業種類はあなご籠にも拡大が必要ではないかと考えております。

マアナゴについては以上であります。

最後はシャコについて御説明します。

シャコにつきましては、伊勢・三河湾の系群では、小型底びきによる漁獲がほとんどであります。関係県、三重県、愛知県とありますけれども、その次のページに県別の漁獲量をグラフにさせていただいているのですが、そのほとんどは愛知県による漁獲であります。

その漁獲量の推移を見ますと、三重県も、愛知県も1990年代に入りましてから減少傾向にありまして、近年では非常に低い水準にあります。このことから、資源状態は、水準は低位で、動向は減少傾向と判断しています。

ただ、まだ調査の方が始まったばかりで余り年数がたっておりませんので、今のところ漁獲量以外に判断基準がないということで、今のところ管理目標の設定は困難と考えておりますけれども、また、小型底びきの目合いの引き上げ、あるいは小型個体の再放流というようなことを積極的にとりあえず推進する必要があるであろうと考えております。

以上で終わります。

澁川部会長 ありがとうございます。

本件について御質問をちょうだいしたいと思いますけれども、実は、この後は伊勢・三河湾の底びきの資源回復計画の実施状況が説明されますので、その後に、今の3魚種、実はその回復計画に関連しておりますので、そっちの進捗状況を先に伺った上で一緒に質問をちょうだいしたいと思います。

資源回復計画の進捗状況について

澁川部会長 したがって、議題2の資源回復計画の進捗状況にまず移りたいと思います。

事務局より伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況について御報告をください。お願いします。

事務局（加藤） それでは、資料2-1に基づきまして、伊勢湾・三河湾の資源回復計画、これの平成16年度の漁獲努力量削減措置の実施状況について御報告いたしたいと思います。

14年の8月に計画策定されましたこの実施状況なんですけれども、まず1番目に小型魚の再放流ということで、トラフグにつきまして、伊勢湾の方で9月1日から10月31日までの間、25cm以下のトラフグの水揚げを禁止している。船上での再放流をしている。

それから、三河湾については、9月1日から9月30日までの間、同じく25cm以下の水揚げを禁止。

それから、マアナゴにつきましては、10月1日から11月30日までの間、25cm以下の水揚げを禁止ということにしております。

なお、愛知県の対象漁業者につきましては、生存率を高めるということで、シャワー設備を昨年、導入いたしております。

それから、休漁につきましては、16年度予算で、愛知、三重、この2県で支援事業の關係の予算確保がなされましたことから、17年2月に小底の1カ月の休漁を実施するという予定になっております。

それから、最後に資源の積極的培養ということで、本年7月に、静岡、愛知、三重の3県で合計約56万尾のトラフグの種苗の放流を実施しております。それから、伊勢湾において約20万尾、三河湾において約3万8,000尾の標識放流を実施して資源管理に努めているということでございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

ただいまの実施状況の説明がございましたが、先ほどの3魚種の資源の状況の説明をちょうだいしたときに、幾つかの提案がありました。資源回復についての提案があって、その提案を受けた形になっているというのをお気づきだと思いますが、この2つ合わせてもし御質問がございますれば2、3、お受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

それでは、時間がございましたら、また後ほどということで、とりあえず前へ進めさせていただきます。

資源回復計画対象種魚種等の検討状況について

澁川部会長 ただいまの事務局の説明では、ことしも順調に小型魚の再放流や、種苗放流が実施されているということであります。

それから、愛知県、三重県で県予算が確保できたという朗報があります。来年の2月に国、県からの支援を受けながら休漁を行う予定である。こういうことのようにあります。

それでは、続きまして、本部会管轄海域における資源回復計画候補魚種等の検討状況について事務局より説明がございました。事務局、お願いします。

事務局（阿部） それでは資料2 - 2、資料2 - 3に基づきまして説明させていただきます。

資料2 - 2でございますけれども、この太平洋南部会で、これまで資源回復計画の候補魚種としてあげてきておる魚種にイカナゴが追加されているわけですが、これがどうなっているかということ整理したものでございます。

まずマサバです。これはきのうの本委員会で話しましたけれども、当部会の関係といたしましては、一応太平洋北部のまき網が先行して小型魚の保護をする。それで卓越年級群が発生して、ある程度2歳魚とか、そこら辺で残るといふような状況が確認されたときには、沿岸漁業であるとか、また、海域を広げて中部海域、そういうふうなところに広げていくというふうな話になっておりましたので、これにつきましては、引き続きまだ卓越年級群が出てきているという状況が確認されておりませんので、その状況を確認しながら鋭意関係県、関係業界と連絡を取りながら検討を進めていきたいと思っております。

キンメダイです。これにつきましては、今後どうするかということ科学的な調査と資源状況を見ながら検討していきましょうということとなっております。それで実は前回の部会においては、今部会までにある程度方向性を出すということになっていたのですが、実はその準備が間に合っておりませんで、次回部会までにきちんと御報告させていただきたいと思っております。

続きまして伊勢湾・三河湾の底魚、これは先ほど実施状況の報告がありました底びき網資源回復計画の関連でございます。

資料3にも出てくるのですが、あなご籠漁業というのがこの対象となってマアナゴを取っているのですが、これにつきましては、あなご籠漁業者も、きちんと小型魚の再放流に対してつき合っていく、実証に取り組んでいくということについて合意されております。こういうふうな内容を踏まえた資源回復計画の見直しを資料3で予定しております。

あと、延縄トラフグに関しましては、延縄漁業者でありますとか、外海の底びき網漁業者、そういうふうなものとも引き続き検討していき、トラフグの全生態的に1歳、2歳、3歳とか、そういうふうな各段階ステージである程度の取り組みができるように考えていきたいと思っております。

続きましてトラフグでございます。これは豊後水道、日向灘の海域のトラフグでございますけれども、これにつきましては、やはり瀬戸内海の系群のトラフグ、また、九州の方で検討されております東シナ海の系群、こういうふうなもの非常に関係してくるということがございまして、他海域の方で検討を進められているところでございますので、こちら

の隣接海域と歩調を合わせる形で取り組みについて引き続き検討していきたいと思っております。

印で書いてあるのですけれども、瀬戸内海の方については、ちなみにまだ具体的な取り組みをどうするかだとか、どういう資源回復計画をつくるのかどうなのかについてはまた具体的に話がまとっておりませんので、事務局として瀬戸内海広域漁業調整事務所と確認をとりながらやっていきたいと思っています。

続きましてイカナゴでございます。これは新しく候補魚種として入れたものでございませぬけれども、関係県としては愛知県、三重県、対象範囲は伊勢湾・三河湾、そしてその外海ということになるのですけれども、対象漁業種類として船びき網です。

対応方向なんですけれども、資源管理型漁業の取り組みは、今までやってきておりました、それを拡大させて資源回復計画というのをつくってやっていこうということについて、関係漁業者間で合意済みということでございます。合意済みということでありますので、実はこの資源回復計画のステージには3つの段階がありまして、1つは資料2-2にありますとおり、候補魚種として広域漁業調整委員会に御紹介というか、報告させていただき段階と、続いて、そうしたらもう漁業者がある程度特定されて、もう特定された段階で資源回復計画の具体的な作成の着手というのを広域調整委員会に諮って了承をとっております。その2段階目のステージ、それでそれが了承されまして、最終的には漁業者の間で話し合われた内容を事務局側で資源回復計画という形にまとめて最終資源回復計画案として広域調整委員会に報告を函するという第3段階目のステップがあります。

そこで了承されれば、資源回復計画を水産庁が公表するわけですけれども、今回の場合でいいますと、実は候補魚種としてはじめてあげたのですけれども、関係漁業者がある程度特定されている。その漁業者がもう既に資源回復計画に取り組むことについては合意されているということでありますので、第2段階のステップ、こちらについてお図りすることができるのではないかと考えております。それでつくりました資料が資料2-3でございます。資料2-3を見てください。伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画にかかる検討方向(案)ということでございます。

ちなみにイカナゴについてはどういう状況にあるのかというのを説明したのが表の左の欄ですけれども、これにつきましては、愛知県、三重県の船びき網漁業者が漁獲しております。

本系群は、伊勢湾の湾口部を産卵場として伊勢湾・三河湾及び遠州灘において、愛知・三重両県の2そう船びき網によって主に漁獲されている。

それで漁獲量については、両県水試のデータを載せておりますけれども、大体1万トンから900トンとか、それぐらいの幅でかなり差があるということでございます。そういうふうなことで安定的に資源を利用していくためには、資源管理を強化していく必要があるということだと思っております。

書いてありますけれども、環境などによって、加入量は大きな変動をしています。そういうふうな中で、それに応じた魚期途中で漁獲努力量を抑制して資源保護を行うということとやってきているのですけれども。

それで現状の取り組みと問題点ということでございます。

先ほど資源管理型漁業による取り組みというのをやってあって、それを発展させていきたいのだということで説明しましたけれども、現状の取り組みといたしましては、両県の漁業者、それが資源管理計画というのをつくってありまして、それに両県の研究機関による調査結果をもとに実施しているということです。

その内容につきましては、産卵親魚の保護、解禁日の設定だとか、終漁日の設定だとか、夏眠場の保護ということがやられているということでございます。

今までの取り組みについての問題点といたしましては、資源量はかつての乱獲による危機的な状況を脱したものの、現在も著しい変動がある。そういうふうなことで、経営自身は不安定なところになっているので、資源の回復によって漁獲を安定させていく必要があるということでございます。

それで今後の検討方向でございますが、既に行われている措置、これをどのようにして拡大して、今以上に資源の回復、資源管理を資源回復に結びつけていくのかというところを今後、漁業者間で話し合っていく。もう話し合っていこうということについては、先ほども申し上げましたとおり、漁業者間で合意されているという状況にあるということで報告を終わらせていただきたいと思います。

澁川部会長 ただいま事務局から保護魚種の検討状況について説明がまずありました。特に新たな候補魚種として伊勢湾・三河湾のイカナゴが候補魚種として加わりました。この資源については、既に両県の船びき網漁業者間で一定の合意がなされているようでございます。具体的な検討を開始したい、こういうことのようにです。

事務局の説明があったわけでありませけれども、愛知県、三重県の委員さん、何か補足してこれはというなお話がございますればひとつちょうだいしたいのですが。

吉戸委員 ただいま事務局から説明がありましたとおり、愛知県の船びき網業界としても、イカナゴ資源を安定させることの重要性を痛感しております。

三重県の船びき網業者とも協力し、これまでの資源管理の取り組みを発展的にとる形で資源回復計画の作成を検討しております。

澁川部会長 ありがとうございます。

迫間委員 うちの方も、ただいま吉戸委員の発言のとおり、本県の船びき網漁業者の協議会で、愛知県の船びき網漁業者と協力して資源回復計画を作成しているところで合意がなされております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

御両名の方からいただきましてありがとうございます。

ただいま互選委員の方からも事務局の説明とほぼ同様の御説明がございました。

ここの資源管理に対する取り組みは大変長いものがありまして、これまでの努力の延長をさらに形を大きくしていこうという、そういう構想のようでございます。ぜひとも積極的な展開が期待されることとございましょう。

伊勢湾・三河湾のイカナゴ自然の需要実態からは、ほとんど御両県の船びき網の漁業者さんが漁獲されているというようなことでありますので、一応完結的な対応が可能ではないかということのようでございますが、ほかに御意見、何か参考になるようなことがございますでしょうか。

山下委員 質問なんですけれども、研究所に質問になると思うのですが、資源評価の対象にはなっているのだろうか。それから、資源の状況はどういうふうに評価されているのかというようなことを伺いたいと思います。

澁川部会長 それはイカナゴですか。

山下委員 そうです。

中央水研・黒木研究員 イカナゴにつきましては、水産研究所で資源評価というのは現在行っておりませんが、愛知県と三重県の各県の水産関係の試験研究機関でもかなり前から、かなり密な調査と研究を行っておりまして、かなり十分な知見というのが蓄積してい

ると考えられます。

それに関連して、中央水産研究所は、これまで海洋環境的な調査でかなり協力してやったという経緯がございます。

澁川部会長 ただいま中央水研の黒木さんの方からの御説明は、中央水研自身では研究蓄積はさほどないのですが、三重、愛知両県さんの試験場の方で蓄積があってということとらえておられるようでございますので、山下さん、そんなところでよろしいですか。

山下委員 質問した意図は、せっかく回復計画に乗せるということであれば、科学的な知見が出されてもいいだろう。それから、これから回復計画に乗せていって、その後の評価というのも、やはり科学的な知見からなされるといいのではないか。そういうふうに思ったので質問したようなわけです。

竹内委員 今の山下委員のおっしゃられたこと、黒木さんからありましたけれども、愛知県、三重県はすばらしい資源管理計画のときに調査してしまして、私もずっと見ていますけれども、すばらしい調査をしているから、そこにちゃんともらえば、資源量の情報というのはあると思うのです。ただ、それを中央で押さえてないというだけですので、こういうところに出していただければいいと思います。

それから、1つだけ、漁獲量の変動が大きいから回復計画をやる、そのとおりだと思うのですけれども、やはり加入量が、うんと取ると安くなるという話が最後に書いてありますね。ですから、やはり一定の量しか取らなくて高く売ることを考えることが絶対必要だと思うのです。それでやはり魚はいろんなところで僕は意見として言いたいのですけれども、資源があるから全部取るのではなくて、取り残しが必要だと思うのです。取り残さないから次の年、変動になるので、これは夏眠して、次、産むわけでしょう。大体愛知と三重では利用の仕方が違うので、取りたい大きさが違うのですね。要するに片一方はハマチの餌にする、片一方はつくだ煮にする。どっちかはっきり覚えてないけれども、最初の取りたいとき、要するに初漁期を別にしたいわけでしょう、本当は両県では。それを調整してやってきているわけですから、それができたということは僕はすばらしいことだと思っていますので、ただ、最終的に総量をきちんと決めて許可を、暴落が起こったなんて、起こったというのは自分たちが起こしているのではないかと思うので、ある面でいうと。それをやはり考えていただきたいと思います。計画の中でもそういうことをきちんとやっていただきたいと思います。

迫間委員 ただいまの質問に答えるわけでございますけれども、数字的にはわからないのですけれど、大きくなってきたイカナゴを資源量が伊勢湾にどのくらいおるかということとを大体把握しておいて、これ以上取ってしまうと来年の漁に差し支えるということで、親魚、親を残そうということで、そこで資源量がどのくらいあるか確定したところでは、と漁をやめてやるのですけれども、親魚が産卵したときに、伊勢湾は大きな川がようけ流れ込んでおるもので、水がたくさん出てくると、卵が孵化するのが孵化率が悪くなるので不漁があるように聞いておりますし、私もそのように考えております。

以上です。

吉戸委員 この資源は、子供の資源量は、親魚は10億尾を予定して、10億尾以上を残すように努力しております。10億尾を切るようなことがあると、来年の子供に差し支えますので、それは試験場は初期資源尾にすると、今まで取った量と計算してやっていただいております。

澁川部会長 ありがとうございます。

何か補足することがありますか。

事務局（阿部） 実は今まで資源管理型漁業で取り組んでいたということを申し上げたのですけれども、この資源管理型漁業で取り組むような魚種に対する資源の調査というのは、独立行政法人の水産研究所、そちらではなくて、水産試験場でこれまでもやってきてもらっておりまして、そちらの方での蓄積は、先ほどいろんな委員からあるとおり、かなりございます。それで資源回復計画をつくるにあたっては、やはり資源量との関係、そちらの方についても十分検討して、最もいい措置をやっていくということになりますので、また、回復計画の作成の進捗状況を報告するにあたっては、先ほど山下委員の御指摘のあったような資料につきましては、逐次つけさせていただきたいと思っております。

澁川部会長 ただいま事務局からも補足がありまして、どうも一部関係者の間では、随分細かいデータが持たれているような御発言が相つぎました。しかし、この場で全体でどういう状況であるかということとを一定の評価をしなければいかん。これはそのとおりでありますので、本日は、資源回復計画を決めるということではありませんで、資源回復計画に着手する。策定に着手するという段階であります。

したがって、この次のステップで資源回復計画を策定するというプロセスがありますので、そのときには、今の豊かにストックされておりますデータを皆さんに開陳していただ

く。こういうことにしてはいかがかと思いますが、よろしいですか。

それでは、本部会としては、資源回復計画に着手するということは了承したいと思いませんけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

澁川部会長 それから、その他の候補魚種についても、何か昨日の本会議では、もう時間があんまりないよ、急ぐものは急ぎなさい、こういう話がありましたので、次回部会までにはその他の候補魚種についても、ぜひ了承段階といえますか、着手段階に入ってほしいな。こういう希望があるわけで、ぜひ検討を進めてください。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種資源回復計画の一部見直しについて

澁川部会長 続きまして議題の3でございます。

先ほども話が出ましたが、伊勢湾・三河湾の小型底びき網漁業の対象種の資源回復計画の見直し、あなご籠漁業を追加するようでございます。詳しい内容の説明を事務局よりお願いします。

事務局（加藤） 資料3に基づきまして説明させていただきます。

伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網対象種資源回復計画、これはトラフグ、シャコ、マアナゴの小底を対象とした資源回復計画ということだったのですが、今回、新たに小底と合わせた取り組みにつきまして、関係者との合意が得られたということで、漁業種類の追加、あなご籠漁業の追加ということで検討しております。

そこに資料3、3枚ものになっていますけれども、旧というのが今ある資源回復計画、新というのが改正案ということです。

このあなご籠漁業の1ページ目なんですけれども、関係漁業の現状としまして、あなご籠漁業を追加。

それから、2ページ目なんですけれども、2ページ目に資源回復の目標というのを掲げていまして、その中段より下の方に、関係漁業における漁獲努力量の削減措置への取り組みと合わせて回復措置の内容を充実させる必要があるということがありますが、この

関連漁業におけるというところにあなご籠等関連漁業におけるというような文言を追加しております。

それから、4番目の資源回復のために講じる措置と実施期間ということで、(1)漁獲努力量の削減措置。これは平成14年度より当面5年間ということにしてはありましたが、もう16年になっていますので、当面の間に変更。

それから、小型魚の水揚げ制限の実施ということで、マアナゴにつきまして、今まで小底を対象としたということで小底しか載せていませんでしたが、それにあなご籠を追加。

それから、3ページ目になりますけれども、3ページ目の一番下の方、8番のその他、こここのところまで今まで関連漁業(フグ延縄、外底、船びき、あなご籠等)について第2期の資源回復措置に関する取り組みを検討するということに記載してはありましたが、こここのところにあなご籠漁業が今回、追加ということで、順次取り組みの追加を検討するという文言にしたいと思っております。

以上でございます。

澁川部会長 どうも御説明ありがとうございました。

本計画の対象漁業に、あなご籠漁業が追加されて、具体的にはアナゴの小型魚の再放流を行うということでございます。

本件について質問はございますか。こうやって徐々に取り組みの漁業種類が拡大していくというまことに結構な話で、ぜひとももっとどんどん、順次いくという表現がありましたけれど、参加者がふえていくということはまことに結構なことだと思います。

どうでしょう、よろしいですか。

外記委員 その他でございますけれども、一番下の方に、旧の場合にはあなご籠というのが入っておりますけれども、新の場合にはあなご籠が入っていないのですが、これは順次取り組みの追加ということであなご籠を入れないのですか。

澁川部会長 事務局、教えてください。私も何かその辺、ひっかかって、ごそごそしておったのですけれども。

事務局(加藤) 大変説明不足で申しわけありません。

今までは、あなご籠漁業が入ってなかったことから、これらフグ延縄、外底、船びき、あなご籠漁業について今後、検討していきますよということになっていたのですけれども、今回、新たにあなご籠漁業につきましては、きちっとした形で計画に盛り込むということ

なので、今後、順次検討していくものとは別扱いということで、逆にあなご籠漁業のところを抜いて文言を整理したという形になっています。

外記委員 という理解でよろしいですね。

事務局（加藤） はい、申しわけありません。

澁川部会長 ということでそうです。

それでは、本件については原案どおり了承することにしてよろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画（案）について

澁川部会長 それでは、続きまして鹿児島県の野村委員さん、御欠席でございますけれども、鹿児島県も実は操業区域にからむということが前提となっておりますヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画（案）についての審議に移りたいと思います。

事務局から説明をもらうことになるわけでございますけれども、皆さんもお気づきかと思えますけれども、ヤリイカはこれまで候補魚種として本部会で取り上げていなかったわけでありまして。今回、資源回復計画（案）が提出されていますので、事務局におかれましては、回復計画（案）の内容説明だけではなく、その一足跳び、三段跳びに計画になったというような、その経過も合わせて説明をしてください。お願いします。

事務局（阿部） それでは、資料4に基づきまして、ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画（案）の説明をさせていただきます。

今、部会長から話がありましたとおり、ずっとこれまでも言ってきたとおり、資源回復計画の策定には3つぐらいのステップがあって、1つは候補魚種としてまず提案して、各委員の判断、こういうふうなものを候補としてやっていくことについての意見をもらって、その後で具体的に関係漁業者がまとまったので、そうしたらこの関係業者で作成していくことについて部会として了承していくという第2ステップ、その具体的な検討が進んだ中で、事務局が資源回復計画（案）としてまとめたものを最終的に審議していく。この3つのステップがある。今回については急に3つ目だということでもあります。

その話につきましては、事前にそういうふうなこともありますので、委員の方にはまだ

完全にできあがってない案でございますけれども、早めに送らせていただいて、中を十分に事前に御検討していただくというところも踏まえて送っていたわけですが、この資源回復計画の対象は、ヤリイカはヤリイカなんですが、漁業者といたしましては、愛媛、宮崎、鹿児島、大分、今、大分の漁業者はいませんが、2そうびきの沖底漁業者を対象としております。

実はこの沖底漁業者につきましては、資料4の一番最後にデータをつけているのですが、八幡浜漁港におけると書いてあるのですが、基本的に宮崎、鹿児島、愛媛の2そうびきの沖底漁業者は、そのほとんどを八幡浜港に揚げるということですので、そのデータをつけておりますけれども、漁獲量が以前は1万トンを超えるような漁獲があったのが、もう今は2,000トンぐらいしかないというふうなことです。漁獲量が減って非常に厳しい状況にある。そういうふうなこともあって、漁業者の間では、これまでも資源回復計画制度ができたときから、何か取り組めないかという話はしていたようです。それで業界団体からは、実はこういうふうなことで検討しているのですよということの報告はいただいていたわけでございます。

そういうふうな中で、実は前回の部会が今年の3月に開かれたのですが、それ以降の今夏前に、業界団体が関係の沖底漁業者とともに水産庁に来まして、実は我々として資源回復計画に取り組みたいのです。こういうふうな漁獲量の減少もあって、もうやると決めた限りには、すぐにやりたい。やるものとしては、やはり過去にかなりの水揚げがあって、今は特に落ち込んでいるヤリイカについてやっていきます。そのやっていく内容についても、ある程度関係漁業者の方でもう話し合いがついている。事前に送ったものを見ていただいているからわかると思うのですが、減船と保護区域の設定ということでやっていこうという話もある程度煮詰まった段階で実は我々の方に相談がありました。

そういうふうな状況で、今まで資源回復計画をこの部会にあげる際には、まず資源の状況だけで、我々の方から、一部漁業者の意見としてこういうふうなものをやりたいという提案がありますというレベルのものを候補魚種としてあげてきているのですが、今回の場合につきましては、ある程度沖底漁業者がその地域に、豊後水道だとか、日向灘とか、そういうふうな海域におけるヤリイカについては、もう主体的にとっているということであり、水研とか水試に聞いても、そのような状況であるということと、ある程度中身がまとまっている。それで中身を見ると、かなりの漁獲努力量の削減にもなっているとい

うこともありまして、これにつきましては、段階を置くよりかは、年に2回程度しかこの部会が開かれませんが、1回、候補魚種かなんかあげて、次、作成するとなると、1年間をおかないといけないみたいな話になるので、そういうふうなことより、今までのルールとはちょっと違うのですけれども、原案の形でまとめて審議いただくということで、水産庁管理課の方で判断したわけでございます。

特に今回の資源ですが、ヤリイカ太平洋系群ということでなっております。これにつきましては、資料1の1枚目の表の一番下に太平洋系群ということで、低位、減少、非常に状況が低いということでなっておりますのですけれども、実は資源回復計画の一番最初の資料のグラフについているのですけれども、東北沿岸から九州南岸まで広く分布している資源なんです。それでそういうふうな漁業者の方からヤリイカがやりたいという話できたわけのですけれども、そのところをどう考えるかなとちょっと水産庁管理課で検討したのですけれども、漁獲量なんかの傾向を見ますと、東北から千葉ぐらいまでの漁獲状況は、過去よりかは減少しているけれども、ある程度下げ止まりみたいな形で横ばい、もしくはちょっと減っているぐらいの傾向であるのに対して、一方、豊後水道とか日向灘で漁獲されるヤリイカというのは、資料4の一番最後につけているとおり、過去には2,500トン近く八幡浜に水揚げされたようなことがあったものが、もう本当に200トンとか300トンしか取れないというふうな状況になっている。これはちょっと、本当は全体で取り組んでいくべき話なのかもしれないけれども、緊急性からいくと、やはりある程度資源が悪化して、何とかやりたいという漁業者について、そういうふうな取り組みをして、最終的にそういうふうなものをヤリイカ資源全体に結びつけていくみたいな形の組み立てで資源回復計画を進めていくことができるのではないかというふうなことを考えまして、このヤリイカ資源回復計画(案)を作成させていただいております。

そういうふうな意味合いで、ヤリイカ太平洋系群というのが資源としてあるのですけれども、その南部、南部というのは豊後水道だとか、日向灘だとか、そちらの水域で特に取られているようなヤリイカというものを対象としてやっていこうということで決めたこととでございます。

それでは、長々と前置きをしましたけれども、資料4の説明に入らせていただきます。

事前に資料を送らせていただいておりますということと、今日、台風の関係で、部会長からも説明は手短にと、前置きがちょっと長かったのですけれども、そういうことも

ありますので、この内容についてはかいつまんで説明を進めさせていただきます。

1 枚目ですけれども、資源の現状と資源回復計画の必要性ということで(1)資源の特性と資源水準の現状。

先ほど説明しましたとおり、ヤリイカ太平洋系群は、北海道南部から九州沿岸にかけて分布して、北の方も南の方も、主に底びき網漁業者によって漁獲されております。これは底びき漁業者にとっては非常に重要な資源である。それで分布とかいろんなものを書いておるのですけれども、単年生種でありまして、満1歳で成熟・産卵し、寿命を終えるということになっています。雄は雌に比べて大きくなる。雌は大体220mm、雄は300mm以上ということでございます。

産卵場としては、九州から東北沖の沿岸各地である程度の水深のところにいるということが確認されておりまして、産卵期は大体1月から4月ということになっております。

沖底の対象となっているのは、盛漁期みたいなものとしたしましては9月から11月ぐらいに特に取られているというふうなところでございますけれども、この資源の管理ということからいいますと、産卵群を1～3月に取っているということも一部問題かなということとで載せさせていただいております。

2 枚目でございます。漁獲量の推移と資源回復の必要性でございます。

ヤリイカ太平洋系群、これにつきましては、大体過去26年ぐらいさかのぼって見ることができます。これは資源評価のそういうふうなデータから確認したわけでございますけれども、過去、1970年後半とか、80年後半から、2,000トンから5,000トンということの台でかなり大きな変動をしておったのですけれども、それぐらいの漁獲があった。それが1990年代に入ると、太平洋中・南部、これは愛知から南ぐらいのところですが、漁獲量が急減しまして、沖底と小底の合計で1,000トンを下回るようになった。それで特に太平洋の南におきましては、1991年以降に漁獲量が激減したということです。

これについての原因といたしましては、資源評価の結果なんかを見ると、水温等の影響も関係してくるのではないかとということとありますけれども、やはり漁獲を減らした要因としては、要は取れるときに取り過ぎたということ、過度の漁獲圧の影響が作用している。これは資源評価における書きぶりをそのまま抜いてきたのですけれども。

そういうふうなことから、対策としては、太平洋南部においては漁獲圧を削減しましょうということがうたわれているわけです。それでそのような部分について削減させまして、

産卵期に産卵場の保護を行うということで、今の減少傾向を速やかに食い止めて資源の回復にあてて、このヤリイカについて安定的に利用していくというふうなことを目指していく必要があるということでございます。

そのため、地域的な取り組みをまず優先していったら、そこからある程度の蓄積ができれば、それを広げて、全体への波及効果みたいなものも我々の方としては期待して、この資源回復計画に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして関係漁業の現状でございます。

先ほども説明しましたとおり、愛媛、宮崎、鹿児島沖底2そうびき漁業者が漁獲しておりますということで、許可の数だとかの資料をつけています。

続きまして3ページ目ですけれども、漁獲量です。

先ほど説明しましたとおり、過去には2,000トンを超える漁獲もあったけれども、今では200~300トンしか取れないということです。

関係漁業者の経営状況ですけれども、この対象としている愛媛、宮崎、鹿児島を根拠地とする沖底については、タイとか、エソとか、ヤリイカ、タチウオ、カワハギとか、底びきでひいて取れるようないろいろなものを取っているのですが、その中でもヤリイカというのは一時期かなりのウエートを占めていたという魚種でございますけれども、この地域の沖底につきましては、外国漁船の影響を他海域で受けている一方で、そういうふうなことがなくて、比較的安定した漁獲というのがありまして、その時期の後半には、漁獲量を伸ばすためにトン数を上げて大型化を図ったりしてきているということがあるということです。

しかしながら、90年代以降、その漁獲の傾向が一転して、ヤリイカやカワハギについては、漁獲量が本当に落ち込んだ。また、それに合わせる形で魚価も低落し、いろんな設備投資の関係もあって、非常にこちらの地域の漁業者は厳しい状況にあるということです。

4ページを見てもらいたいのですけれども、そこら辺の関係を個々の漁労体当たりの生産の推移ということで、漁獲量と漁獲金額というのを載せていますけれども、上の方が漁獲量です。下の方が漁獲金額ですけれども、ともに減少してきている。漁獲金額の話でいうと、90年の頭ぐらいには4億円を超えるような漁獲を揚げていたけれども、今はもうその半分にしかなくなってないというふうなことでございます。

続きましてヤリイカの消費と流通の現状ですけれども、これについては聞き取りなんで

すけれども、八幡浜漁港なんかには水揚げされて、関西、関東とか、大消費地の方に向けて発送されている。一部地方においても、スルメとか呼んで流通されているということで聞いております。

資源管理等の現状ですけれども、いろいろ書いているのですが、公的な規制はきちんとやられています。これは当然なんですけれども、自主的な管理、ヤリイカに対しての直接的な管理ということは今までなされてきてないということでございます。

あと遊魚とか資源の積極的培養、栽培放流とか、漁場関係の保全措置、こういうふうなものについては、今まで遊魚には対象となっていないという聞き取りの話ですし、また種苗放流だとか、漁場環境保全というのはなされてないということでございます。

続きましてこの資源回復計画の本論のところでございます、さて、資源回復計画でどうしたいのかというところをここに書いております。ちょっと読み上げさせていただきます。

本計画は、ヤリイカ太平洋系群のうち特に漁獲量の低迷が著しい太平洋南部を対象に絞り込むこととし、当該海域においてヤリイカを主に漁獲している2そうびきの沖合底びき漁業者が漁獲努力量の削減措置を講じることでヤリイカの資源回復計画に資することとする。

本計画では、下に出てきます4の(1)の漁獲努力量削減措置を講じることで、ヤリイカに対する漁獲圧の低減、産卵親魚、幼稚仔魚の保護を図ることによって、初期加入尾数を増加させて、当面5年間の資源管理後には、約470トン、470トンというのは、どれに対して470トンなのかということ、一応去年の漁獲量で211トンというのがありますので、これを倍以上にはふやしたい。当然漁獲がふえて一生懸命取るというわけではなくて、資源管理をやっていながら資源が取り残ることによって、弱い漁獲圧にもかかわらず漁獲量が増えていくということで、シミュレーションの結果、出てきているものでございますけれども、470トンまで回復させるということを目指しております。

それで取り組む措置でございます。これにつきましては、平成16年度から平成20年度まで5カ年間で実施しますということになっております。

その内容につきましては、(1)でございますけれども、平成16年度より当面の5カ年間、太平洋南部海域におけるヤリイカ資源回復計画を図るため、当該海域において、主にヤリイカを漁獲している愛媛、宮崎、鹿児島を漁業根拠地とする沖合底びき漁船(2そうびき)が次表の措置を講じることとするということでございます。

それで減船です。これは以前、各委員にお送りしたときには1統ということでやっておりましたけれども、漁業者の方で話し合いが、我々の水産庁に夏に話があった以降も続けられて、もう1統、資源回復を迅速に行うためにやりますということで、2統ということで追加になっております。

また、保護区域の設定ということでございますけれども、これにつきましては、現在、検討中でございます。この保護区域につきましては、主体的に取っているのが沖底の漁業者でありますので、沖底の漁業者の過去の漁獲の状況だとか、また、水産試験場なんかにも間に入ってもらって、状況を確認しながら、適切な保護区の設定という話を今、進めてもらっています。

水産庁としては、実はこの部会までに決めてもらいたいという希望もあったのですが、急がせて変な海域に決められるよりか、漁業者が最終的に納得した保護区域を決めてもらうことがまず優先されるべきだという判断で、今日、出席されている宮本委員なんかを中心に話をし、かなりまじめな話をしているみたいでございますので、そこについては、各委員さんにおかれましては、こういうふうなことで、まだ協議中ということでさせていただきたいと思っております。

ただ、この保護区域の設定のことにしましては、本日、部会長から話のありました鹿児島県の日本海の方の広域漁業調整委員会の鹿児島県の互選委員の野村委員の方から、実はこの保護区域については、保護区域の設定場所によっては、本県の沿岸漁業者との操業海域との関係も出てくるので、沖底漁業者が決めたからということで、もう一方的にやるのではなくて、関係県の方にも十分話をした上で実施をしてほしいというふうな意見を今回、言いたいということで聞いておりますので、ここで御披露させていただきたいと思っております。

そういうふうなことを踏まえまして、この保護区域の設定につきましては、これは一番最初に各委員に送ったときにはなかったのですが、関係県の意見を聞いた上で実施していきますという一言を追加させていただいております。

それでこの保護区域の減船を含めて表の措置以外にも、なおのところに書いてありますけれども、関係漁業者間で上欄の措置の事業量の上乗せなど削減措置の追加実施についても検討していく。もうこれで資源の回復状況を見ながら、そういうふうなこともやっていくことも検討するということでさせていただいております。

(2)、(3)の資源の培養措置、保全措置につきましては、当面、この資源回復計画では考えておりません。

続きまして6ページ目です。

漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置。

資源回復計画につきましては、資源管理型漁業みたいなものの管理計画とちょっと異なる部分といたしまして、やはり公的な規制もきちんとして資源の回復の効果を担保しているということをやっております。これまで作成された資源回復計画につきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律というTACとかを規定している法律ですけれども、そちらにTAE、我々の班の名前、ネーミングにもなっているのですが、漁獲努力量の上限を決めて、その中で管理するという制度があります。そちらの制度をうまく利用して、資源回復計画で決めた削減措置がきちんと守られることは資源回復計画を決めたのだから守ってもらわなくてはいけないのですけれども、それ以外の部分で漁獲圧力が高まることのないように、ある程度漁獲努力量を管理していくというようなことを行っておりますので、このヤリイカ資源回復計画につきましても、この管理をやっている、着実な資源の回復に結びつけていきたいということでございます。

また、状況によっては、漁業調整委員会の指示みたいなものも有効に活用しながらやっていきたいということで書いております。

続きまして6です。資源回復措置に対する支援策です。

(1)ですけれども、減船ということを今回、行います。資源回復計画で減船、休漁とか、漁具の改良を行うような漁業者に対する支援の枠組みというのは水産庁は設けております。それが資源回復と推進支援事業というふうな事業でございますけれども、この事業を活用して、減船について速やかに行われるように漁業者に支援も図ってきたいということでございます。

(2)、(3)につきましては、特に実施しないということですので、支援についても特にございません。

7でございます。資源回復措置の実施状況の把握。

国及び関係県においては、漁獲削減措置の実施状況を毎年把握して、円滑な実施が図れるよう関係者を指導する。また、資源動向の調査ということでございますけれども、既にヤリイカ資源ということは、資源につきましては、太平洋系群ということで、資源評価対

象種に載っているわけでございますけれども、その中で資源状況の把握は引き続きやっていくということでございます。

また、資源回復計画の見直しにつきましては、資源評価結果だとか、また、漁獲の状況、そういうふうなもろもろを勘案しまして、回復計画の評価・検討を行って、また、広域漁業調整委員会に実施状況、効果の状況だとか、そこら辺も報告しながら、その中で適宜見直しを行っていくということでございます。

それで続きまして最後のページになりますけれども、進行管理のフロー図みたいなものをつけておりますけれども、これにつきましては、各資源回復計画と同様の体制でやっていくということでございます。

8のその他でございます。

こちらにつきましては、本計画の対象種でありますヤリイカ太平洋系群につきましては、太平洋側の北海道南岸から九州沿岸まで広域に分布する資源であります。そういうふうな中で、特に今回は太平洋南部についてやりたいということでございますが、これにつきましては、もうこの太平洋系群をやるということにしておりますので、まだ実はこの夏に太平洋南部の漁業者から話があって、まだほかの海域の方に話は全然しておりませんけれども、今後、南部海域以外の中部、北部の海域においても、関係漁業者とまたヤリイカの資源をどうするかということを話し合いまして、この中で資源回復に結びつくような措置もやっていこうではないかというふうな話があれば、この資源回復計画の中に取り込む等、これを充実させていく方向も検討していきたいと思っております。

また、資源回復計画は、水産基本計画の中で、需給率を上げるための大きな施策の1つとしてもあるわけでございますので、国民の理解を得ながら、資源回復期間中の需給関係にも配慮しながら計画を進めていきます。これはどの資源回復計画についてもですけれども、そういうふうなことでございます。

資源回復計画の説明としては以上ですが、なお、補足説明といたしまして、今日、出席予定だった野村委員、さっきの保護区域のところでも多少触れましたけれども、保護区域の話以外に、実は委員の方からは、鹿児島県の水域にある程度操業区域がかかるということで、2統の減船をするのですけれども、その減船後には、当然増トンしないでくれだとか、残存漁業者が2そうびきから単船トロールなんかに変換するみたいな話も、そういうふうなことはやめてくれだとか、また、できれば鹿児島水域内で操業しないでほしいとか、

そういうふうな話も一応したかったということで聞いております。

それでこの話につきましては、関係委員の方、ある程度御理解いただけると思うのですが、漁業調整に関係する部分がかかなり関係してくるということでもありますので、事務局といたしましては、水産庁内の関係部署に、こういうふうな話がありますということで既に説明をしております、鹿児島県の野村委員なんかと別途話し合うという場もセットしておりますので、その旨につきましては、鹿児島県を通じて野村委員の方に話をさせていただいております。

説明としましては以上でございます。

澁川部会長　たくさん話を聞きましたので、わけがわからないところもあるかと思うのです。私がかようなことを言っははいかんのですけども、いささか変則な事態です。それもこれも基本的にはきのうも本委員会で説明がありましたように、資源回復計画制度の計画を認知するタイムリミットといいますが、当面の。それがあるものですから、言葉が悪いです、かけ込みといいますが、できるものなら急ごうというものが当然出てきて決しておかしくないというふうには思われます。

今日の事務局の提案、一応全体の形はなしております。野村委員、これは日本海、九州西区の隣接海区の委員さんの方から、現実に操業海域が後ろでありますよ、こういうことで意思表示がありまして、お呼びまでして御意見を開陳しよう、こういうところまで一応段取りができておりました。ところがそこは実現しなかったのでありますが、今、事務局より野村委員さんの御意見は正確に開陳された。私もそう思います。私が聞いているところと一致しているわけですけども、そういうことで、そこを前提にしまして、これから御審議をいただかねばいけないわけではありますが、なにせ例えば保護区域の設定は協議中であるとか、一方では進行系のところもあったりしまして、ちょっとまだ理解が届かないところも委員さんの中にはあるかと思しますので、質問をお受けする形の中で、事務局が提案した姿をもうちょっと明確にしてもらおうというふうに運ばせていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか、よろしいですか。

それでは御意見がございましたらちょうだいしたいと思いますけれども、いかがでございますか。

林委員　一応本県のヤリイカは、これは愛媛県の沖底が大部分が漁獲しておるということで、本県の委員会で、この間、このヤリイカの資源回復の件が出まして、愛媛県として

は、愛媛の基幹漁業の1つでもある沖合底びきの経営安定のためにぜひヤリイカの資源回復をやっていただきたいということで決定しておりますので、お願いします。

以上です。

澁川部会長 続いて大分の荻田委員さんどうぞ。

荻田委員 沖合底びきに関しましては、毎年、九州各県の主務課長会議だとか、海区漁調委の会議、あるいは漁業者会議、取締会議、いろんなところで話題になるのです。とりわけ沿岸資源に対する漁獲圧力が高い。特に選択作用ができないということがありまして、そうしたことが問題になってたえず討議されておりました。機会あるごとに、そうした関係で、沖合底びき網業対策については、国にも要望してきたところでありますけれども、我々のそうした要望に対する意思と申しますか、趣旨がこの計画で回答が出てきたかなというような感じを持っておりますので、かけ込みという言葉がありましたけれども、いい回答が出たので、私は早急に認めて実施していただきたいと思っております。

澁川部会長 荻田委員さん、ありがとうございました。

かけ込みというのは、私が個人的に使った言葉で、まことに失礼な言葉使いということでお許してください。

ところで宮崎県さんがお見えになっておりませんが、宮崎県さんの方も賛成だ。こういう御意見が。

荻田委員 九州は、大体こういう問題の提案者は大分、宮崎、鹿児島が大体沖合底びき網漁業対策に対するいろんな協議の提案者でありますから、多分この3県というのは、鹿児島県も同じだと思います。私と同じような意見ではないかと考えております。

長谷室長 宮崎県の金丸委員ですけれども、台風で来られなかったのですけれども、電話で御連絡いただいておりますので、この減船については全面的に賛成ということで、回復計画の早期実施をお願いしたいということで伝言を受けております。

澁川部会長 ありがとうございました。

高知県の澳本さん、よろしいですね。

澳本委員 結構でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

関係県の皆さんの積極的なお話もございました。ということでございますが、ほかに御意見はありますか。

外記委員 人間の都合で、利根川を境にいたしまして、北と南の部会に分かれております。南部会で太平洋系群のヤリイカの資源管理ということで提案をされたものですから、実は私もびっくりしたのですけれども、今、いろいろ事情を聞きまして、愛媛あるいは九州の方のトロールによる激減している保護をしたいということなので納得いたしました。

千葉県の場合は、昼釣りで小型の船がヤリイカを2月から6月いっぱいぐらいまで取っておりますけれども、このずっと4、5年、資源がふえてきてまいりますと一緒に、活魚としてヤリイカを出荷いたしまして、非常に小型にとりましては大事な資源になっております。だから私がびっくりしたから、千葉のヤリイカを取っている漁師が聞けばなおびっくりする資源回復計画だと思ったのですけれども、話を聞いて一応事情はわかりました。

それでやはり私は群れが全く違う群れではないかと思うのです。というのは、私の方は北からだんだんにヤリイカが下がってまいりまして、大体12月から下がり始めて、それで私の方の小型の千葉沖、房州の漁期というのは2月ごろから始まって6月いっぱいぐらいまで続くのですけれども、固定式のさし網が水深の60mぐらいのところには張ってありますと、それにヤリイカの卵がいっぱいつくつのです。だから私は全く南のヤリイカの群れと北の群れは群れが違うということで、水研の方にもお尋ねをしたいと思っておりますけれども、そういう南部会として太平洋系群全体のヤリイカの資源管理をもし将来、協議するようになりまして、その辺は十分考えてやっていただく。今、御提案いただいております九州あるいは四国の方のヤリイカの資源管理については、私も1人の委員、あるいは1人の漁業者としてぜひやっていただきたいなと考えております。

以上です。

澁川部会長 よろしいですか。

事務局（阿部） ヤリイカの状況が北と南で違うのではないかという話については、実はこの資源回復計画をつくる時に、水研の方にもう確認をしました。そうしたところ、系群は1本ということは、資源評価でもそうしているとおりに間違いのないということでございましたので。なんか外記委員にも誤解されるような、太平洋系群という1本の系群なんだけれども、南部だけやりますみたいな資源回復計画の案にはしているのですけれども、この管理サイドでいたしますと、明らかに漁獲の状況も違うし、同じ削減措置を取る必要はないと思うのですけれども、特に悪化している南について今回やりますという説明については、研究サイドにもある程度理解をいただいて、今回は進めさせていただいております。

すので、そのところを御報告させていただきたいと思います。

竹内委員 外記委員と同じようなことを言うと思うのですが、その他のところ、資源回復計画に向けた取り組みを太平洋南部海域から太平洋中部海域などへ拡大すると書いてありますね。これは南部会だから遠慮して北部のことを書かなかった、中部まで書いたのかなと理解したので、それでいいのですか。そういうことで実際に外記委員が言われたように、漁業の実態が海域によって違うと思うのです。

ですから、サバでも同じですが、サバのまき網で取っているところと釣りを取っているところがあるわけですから、それを漁獲量を資源がふえたからどうかといっても、ぼっと急にうんと取っていいよという話だけではないと僕は思うのです。そのことでぜひこれも現場の実情に合わせてやっていただきたいと思います。やることとしては賛成ですが、けれども。

澁川部会長 ありがとうございます。

本日だけでも、例えば山下委員さんが、さっきイカナゴのときに、資源状況の評価がどうなっているのという御質問がありました。ただいまのヤリイカも、資源の説明は行政部局の事務局がやったという話でありまして、そうかと思うと、冒頭には、トラフグ、アナゴ、シャコについては水産研究所の方から細かい説明があったとおり、皆さん、もう御認識のとおりであります。すべての魚種にわたって国の水産研究所が全部取り組んでいるわけではありませぬので、当然濃淡が出てまいります。しかし一方、資源管理の方は急を要するということでありませぬれば、やはり同じレベルで常に対応できないということは覚悟せねばいかんことではないかというふうに思うわけでありまして、そういう意味からすると、私も実はこの案を事前に事務局から聞いたときに、えらいでかい話であるな、こういう印象を持ったのでありますけれども、こういうほどにはヤリイカについてどの程度、独立行政法人の水産総合研究センターが知見を蓄積しているかという話の部分は、これからの部分がかかなりあるのではないかという気もいたします。

しかし、基本的には、この資源回復計画制度の取り組みというのは、できるところから着実に手をつけていこう、それも漁業者の方の合意が得られたところで。こういうのがベースになっておりますので、それはそういう前提で、この場では審議を進めさせていただきたいと思います。

そこで、この計画案、了承いただくかどうかという話を私の方から確認しなければいか

んのですけれども、どうでございますでしょうか。今までの議論で御了承いただけますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

長谷室長 カッコ悪い話で恐縮です。御了承いただきましてありがとうございます。

この計画案の例えば2ページの3行目で、これは私のチェックの甘さを白状するような話で申しわけありませんが、例えば3行目で沖底、小底とか、我々普通に使っているのですけれども、国の計画として発表するときには、やはり沖合底びき網漁業と書きたいと思っております。そういう計画の実質に全く影響を与えない表現上の整理につきましては、事務局の方にお任せいただきたいなということでお願いいたします。

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画（案）については、原案どおり了承いたします。

事務局におかれては速やかに本計画の公表手続を進めてください。当然保護区域等の平行して走っているのもありますから、協議中になっておりますその辺あたりは関係漁業者の意見を十分にお聞きになって、支障がないことを確認しながら着実に進めてください。お願い申し上げます。

ヤリイカに係るT A Eの設定の考え方について

澁川部会長 続きまして議題の5番でございます。ヤリイカに係るT A E、漁獲努力量を抑えてかかるというT A E制度、このT A Eの設定の考え方について審議させていただきます。

これまで作成されました資源回復計画には、漁獲努力量削減措置の効果の担保としてT A E管理を行っています。例えば本部会管轄の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復では、トラフグ、マアナゴ、シャコの対象魚種の中から、トラフグがT A E管理対象魚種として指定されました。小型魚の再放流の時期に対応したT A Eを設定して運用していると聞いています。

先ほど当部会として原案を了承しましたヤリイカ資源回復計画にも、これに対応するT

A Eを設定するということでございます。事務局よりヤリイカに係るT A Eの設定の考え方について具体的に説明を聞きたいと思えます。事務局お願いします。

事務局（阿部） それでは、事務局より、資料5に基づきまして説明させていただきます。

ヤリイカに係る漁獲努力量管理（T A E）の設定について（案）ということでございます。

部会長から説明もしましたし、私が原案を説明したときにも話しましたけれども、資源回復計画とセットで、このT A E管理制度というのを運用してきております。そのT A Eに関しましては、法律「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」ということで、どういふふうに魚種を決めて、どういふふうな管理をしていくのかというルールが実は決まっております、その法律に基づくルールに基づいてこの資源回復計画の効果の担保をしていきますということでございます。

それで1ですけれども、ヤリイカのT A E魚種指定についてということですが。これはいろいろ書いているのですけれども、T A Eの管理をしようとする、法律に基づいて、T A E管理魚種として政令で指定しないと行けない。法律とか、政令とか、省令とかいろいろあるのですけれども、政令で指定しなければ行けないということが決められておりますので、それに基づきまして、政令で指定したいというのをまず書いてあるわけでございます。

この政令で指定するにあたっては、今日、広域漁業調整委員会の部会にお諮りしておりますけれども、法律上は、水産政策審議会という審議会がございます。そちらの方の意見を聞くということになっておりますので、法律に基づく水産政策審議会に図って行きたいということだと思っております。これを次の水産政策審議会の方に諮って行きたいと思っております。予定が平成16年11月19日開催予定となっておりますので、そちらに上げて行きたいと思っております。

2番目、設定の考え方でございますけれども、（1）です。

この部分は、資源回復計画と、このT A Eの関係をどう担保して連携をもたして行くのかということ、資源回復計画で漁獲努力量を削減した部分以外で、漁獲圧が高まる可能性が高い部分に対して、従来以上の漁獲圧をかけないようにするために漁獲努力量の上限を設定し、漁獲努力量を管理すると書いてあるのですけれども、わかりやすく説明する

と、今回のヤリイカのケースは当たらないのですが、もし資源回復計画で1カ月休漁する
とします。1カ月休漁したとなると、その翌月、資源が取ってないから残っているわけで、
そこをまた漁獲圧をかけていっちゃうと、せっかく1カ月間資源回復計画で決めて休漁し
た効果がなくなるので、その部分については、従来程度の操業に抑えるというためのT
A E管理を行うということです。

そういうふうな考え方に基きましてヤリイカもやっていきたい。

漁獲努力量というのは、いろんな操業日数だとか、網数だとか、期間だとか、いろんな
考え方があるかと思うのですけれども、それにつきましては、ほかとの横並びもあるので
すけれども、操業日数と隻数の隻、操業隻日数みたいなもので管理していきたいと思っ
ております。

具体的なヤリイカのT A E設定に関しましては、今回の削減措置が減船と保護区域の設
定ということです。減船は終年にわたって漁獲圧力が減少するということになるので、こ
の部分についてかけるのではなくて、今後、漁業者が決める保護区域を設定したら、そう
したら保護区域で取り残った部分を保護区域設定、どれぐらい設定するのかわかりませ
んけれども、その後に行って取ると意味がないので、保護区域の設定海域において、そこ
で取れないから、その周辺の漁獲圧力が高まっては困るので、その周辺に対してT A Eを
かけて漁獲圧力を高まらないようにしたいというふうな設定を今、考えております。

ただ、何分、部会長からも指摘がありましたとおり、保護区域についてまだ具体的な内
容が全然見えておりませんので、その内容を最終的に水産庁で確認した段階で具体的なT
A Eの設定について関係者と話し合っけて詰めていきたいと思っております。

そういうふうなことで3番目、T A E設定の進め方でございますけれども、先ほど言
いましたとおり、一番最初に説明しましたとおり、T A Eというのは法律に基づいた管理制
度でございます。その法律上は、水産政策審議会に諮るということがありますので、水産
政策審議会に諮りながら進めていくということなんですけれども、どういうふうにT A E
を決めていくかというのは、T A Cなんかと同じでございます。前日の本委員会の方で
基本計画というのを見直しますよという話を、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法
律」の基本計画を見直しますよということで説明しましたけれども、その基本計画の中に
T A Cの数量だとか書き込んであるのです。それと横並びで、T A Eもどの海域で、ど
れぐらいの数量だということを指定していくのですけれども、そういうふうなものに盛り込ん

でいくという手続を今後やっていきます。

それとT A Eの管理の開始につきましては、T A Cは1年間、年間の漁獲量ということでやるのですけれども、T A Eにつきましては、採捕の種類、漁業種類ごとに海域と期間を設定して漁獲努力量の上限を決めていくということになっておりますので、その使い方については保護区域の設定が決まったら、それに対する具体的なT A Eをかけて実施していくというやり方でやらせていただきたいと思います。

簡単ですが、説明は以上でございます。

澁川部会長 新しい委員さんもおられますので、確かに日本語にすれば長くなるのでしょうけれども、T A Eというのは皆さんでは常時使われている言葉でしょうけれども、やはり日本語で一遍いうてください、事務局。

事務局（阿部） 日本語でいいますと、漁獲努力可能量ということで法律上に書かれておりまして、それは漁獲努力量を採捕の種類ごとに期間と海域を定めて、上限を定めることを漁獲努力可能量管理ということになっておりまして、そのことをT A Cが英語の略称形でなっておりますので、我々の漁獲努力量管理についても愛着を持ってもらって、親しみを覚えてもらって使っていただくという意味合いで、T A Eということで、これは日本オリジナルの略語だと思うのですけれども、使わせていただきます。

澁川部会長 お話のとおりであります。

ということで、今の説明で何か質問ございますか。

それでは、ただいまの事務局の説明で、中身をもうちょっと具体的に絞らないとなかなか判断しづらいところもあるのですけれども、事務局がこれからやるということでありまして、本部会としては了承するというにしておりますので、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

澁川部会長 それでは、本部会として了承したいと思います。

以上で協議事項は終了しました。

そ の 他

澁川部会長 最後の議題であるその他としては、本日の委員会で何か取り上げる提案が

ございますか。

澳本委員 初めての会議へ出席しまして勉強させていただいておるわけなんですけれども、昨日からTAC法、TAE法に基づいてそれぞれの魚種の設定をしてきたわけなんですけれども、私、ちょっと頭がもやもやしているわけなんです。

というのは、今いうTAC法に基づいて一定の8種類の魚種の漁獲量を定めていく。そしてTAEは魚種の資源回復をしていくという、そのことについては理解できるわけなんですけれども、やはり浜の漁師の方たちが、それをすることによって、やはり魚価というものがどういうふうに変わってくるか。やはりTAC法に基づいて8種類の魚種が制限されることによって、流通市場においての魚価というものがどういうふうに変わってきて、自分たちにはどういう収入が出てくるか。やはり漁師自身も、ただ取って市場へ揚げたらええという考え方ではなしに、やはり取ってきたものをいかに付加価値を高めて消費者に安全で安心なものを供給していくという、そういう考え方がこれから大事ではないかというふうに私は考えておるわけなんですけれども、この会の中で、将来、ただ資源管理または漁獲努力の審議をする中で、やはり今の流通市場の中で、そういう魚種がどういうふうに価格的に変わってきておるか。そういうことが僕はもう少し勉強させてもらいたいというような気があるわけなんです、その辺、よろしかったらちょっと御意見をいただきたいと思っておりますけれども。

澁川部会長 事務局やるね、答えられるところは答えてもらわなければ。

長谷室長 資源管理の手法がいろいろあるのです。もともと許可制度、長いこと漁業の許可制度、あるいは漁業権制度でやってきましたけれども、それにTAC制度だとか、TAE制度だとかいろいろ手法が加わりまして、随分ややこしくなっておりますけれども、結局何か1つの手法できれいにうまくいくというのはなかなかないというのが実感です。

そういう意味で、例えばTACだけやればうまくいくということでもないわけで、サバなんかもTACをやりながら回復計画も合わせてやるというようなことで、いろんな合わせわざで管理を進めていくというのが1つ大前提としてそういうふうに考えております。

それから、澳本委員が言われた経営への配慮だとか、非常に大事な観点だと思っております、本委員会の方でも御説明させていただきましたが、結局努力量削減、がまんしろ、耐える、TAEはそういう意味も裏にあるのかもしれませんが、という話だけではなかなか計画が進まないのです。ということを踏まえて、来年度の予算要求内容のところ御

説明させていただいたのですけれども、付加価値向上だとか、どういうふうにするかとか、コスト削減みたいなことも含めて計画が検討できるような形に予算を変えたいということ
で今、要求しているところです。

付加価値をつけて高く売れば、より少ない量でも成り立つわけですから、そういう形で、
そういう要素も含むことで計画をもっと進めていきたい、充実していきたいというふうに
基本的に思っておりますので、また、こういう御審議をいただく中でも、そういう観点も
できるだけ御披露しながらといたしますか、検討材料を出しながら今後、進めていきたいと
思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

澳本委員 余分な言い方になるかもしれませんが、今、都市と地方の共生、対流
という言葉が出てきております。だんだん国道とか高速道が整備されることによって、都
市から地方に観光で来ることが多いわけなんです。私は流通というのは、市場へ出して売
ることも大事なのでしょうけれども、やはり都市から地方に来た観光客が、やはり地方の
新鮮な魚を食べてもらって、また、みやげものに買ってもらう、これも1つの流通になる
わけなんです。やはりこれからそういう方向も生産者である自分たちも考えて取り組んで
いかなければいけないのではないかと私たちは思っておるわけなんですけれども、勉強不足で
あれなんですけれども、この資源管理、回復、これについての勉強もこれからさせてもら
いたいと思いますけれども、やはりその中には、流通市場のことも出てきてもらったら、
もう少し、私はいいのではないかと感じておりますので。

澁川部会長 澳本委員さん、ありがとうございました。

澳本委員さんの組合は、土佐湾のホエールウォッチングで有名なところですね。

澳本委員 違います。

澁川部会長 いずれにしましても、資源なくして漁業ない。ところが資源だけではだめ
なんです。資源が潤沢にあって、魚価も安定し、漁業が成り立つ、こういうことは間違い
ないわけでありますが、この部隊が、残念ながら今までの経過の中では、経営に関わると
ころはまず資源がなければどうしようもないではないかというところで、資源回復制度が
動いておる。こういうふうに御理解いただきたいと思います。

それから、私が言うのは何でございますけれども、水産庁が水産政策を決定する場は、
実はもうちょっと多様にありまして、その辺は別のところで議論する場もございますので、
ここはやや限定的な対応になるのですけれども、できればさようなところにも、折りに触

れて事務局の意見も聞きながら、この後、進めさせていただきたい。そういうふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

ということで、ほかにないようでございますので、次回の部会の開催日程を事務局より聞いておきます。事務局、お願いします。

事務局（阿部） 次回の日程につきましては、例年、この後、春行われますので、来年の2月または3月ごろをめどに次回開催を予定しております。

澁川部会長 次回は来年の2～3月、こういうことのようにあります。

時期の調整は私の方と事務局と相談しながら、委員さんとも御相談し、決めていきたいと思えます。

ほかに御意見もないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会をさせていただきます。

本当に台風のもと、皆さん、心中おだやかならんお気持ちだったと思えますけれども、御協力ありがとうございました。

なお、議事録署名人は、荻田委員さんと山本委員さんのお2方でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第8回太平洋南部会をこれで閉会させていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。

閉 会